

定期試験期間内試験（教室での対面試験）当日の電車遅延について

試験当日は不測の事態に備え、余裕を持って登校してください。もしも定期試験期間内試験（教室での対面試験）当日に電車の遅延に遭った場合は、以下の要領で対応してください。

●試験開始後 30 分以内に到着した場合（30 分以内に間に合うか判断に悩む場合も含む）

⇒ 試験教室に向かってください

30 分までの遅刻は、そのまま試験教室で受験します。特段の申請は必要ありません（追試験申請の対象となりません）。到着時間の判断に悩む場合も、まず試験教室へ行き、教員・試験監督の指示に従ってください。

●試験開始後 30 分を超えて到着した場合

⇒ 駅で「遅延証明書」を受け取り、大学到着後すぐに経済学部事務課に申し出てください

当日の試験は受けられません。追試験申請の対象となるかを確認します。

<注意事項>

- **試験実施日当日のみ追試験申請が可能**です。当日中に交通機関が復旧しない場合は、経済学部事務課へ電話にてご相談ください。
- 駅で「遅延証明書」を受領する際は、日付・時間等の必要項目が記入されているか確認してください。記入内容に不正確な点がある場合、追試験申請の対象となりません。必ず駅員の方に記入してもらってください。
- 駅で遅延証明書が受領出来なかった場合、該当の公共交通機関が Web 遅延証明書を発行していないと受付できません。確実に受付されるよう、可能な限り「遅延証明書」を受け取り登校してください。
- **電車遅延による追試験申請が認められるのは、大学に登録している住所・通学経路上で遅延があった場合のみ**です。自宅（大学に登録してある住所・通学経路）以外からの登校は、電車遅延の遅刻であっても追試験申請の対象になりませんのでご注意ください。友人の家等からの登校は認められません。
- 学生証裏面の通学区間は、事前に必ず記載してください。また、住所変更をした場合は定期試験期間前までに必ず住所変更を行ってください。
- 渋滞等による**バスの遅延は対象外**です。
- 他学部公開科目等で他キャンパスに向かう際の電車の遅延については、遅延証明書を入手した上で当該試験日翌日までに経済学部事務課へ申し出てください。

追試験等の代替措置の対象とならないケース

<発生例>

1 時限目の対面定期試験に間に合うように家を出た。しかし、通学定期券の区間内で電車遅延が発生していた。振替輸送があったので自己判断により迂回乗車したが、迂回した路線でも電車遅延が発生。迂回乗車した区間の遅延証明書は入手できたが、自分の通学定期券の区間内の遅延証明書は手に入らず、さらに、大学へ到着したのは試験開始後 30 分を越えてしまった。

⇒**追試験申請の対象外**です。

<上記の場合の考え方>

試験開始から 30 分以内に試験教室に入れば受験できましたが、30 分を過ぎてしまいました。

30 分を超えて到着した場合、追試験申請の対象となるためには「通学定期券の区間内の遅延証明」が必要ですが、自己判断で迂回乗車した路線は通学区間ではないため、有効な遅延証明書を手に入れることが出来ず、受験資格を失うこととなりました。焦らず、自身の通学定期の区間で乗車していれば、通学定期券の区間内の遅延証明書を受け取ることができ、追試験申請ができたかもしれません。自己判断による迂回乗車をする場合は、慎重に判断してください。

なお、大規模な電車遅延が発生し対面定期試験実施の繰り下げが発生した時は Web 掲示板でお知らせします（大学 HP、大学公式 X には掲載しません）。

不明な点や判断に迷う場合は、自己判断せず、必ず経済学部事務課窓口へ確認してください。

以上

経済学部事務課

TEL : 042-783-2503

受付時間 : 平日 9 時～11 時 30 分、12 時 30 分～17 時